

『東三河後見センター』会報 第28号

平成26年 6月10日発行

電話 (0533) 80-2707

発行者：認定NPO法人東三河後見センター

FAX (0533) 80-2708

第8回通常総会、全議案可決承認。認定NPO期限迫る。

第8回通常総会が5月10日（土）、豊川市文化会館大会議室で開催され、正会員55人（法人会員を含む）のうち、委任状出席19人、実出席21人、合計40人の出席により、平成25年度事業報告、決算報告、平成26年度事業計画、活動予算の4議案が審議され、すべて可決承認されました。

総会終了後に同じ会場で行われたシンポジウム「地域で共に暮らすために―市民後見の展望―」には46名の方が参加し、顧問の中村成人弁護士の司会により市民の後見人の杉山智子、池田進、北沢悦子の3氏と長谷川卓也の4名が登壇して、日頃の後見活動や感じていることなどを具体的に話し、共感をよびました。（詳細は2ページから5ページに）

26年度活動の重点1―市民後見人の活動の拡大・充実

4月1日から6月6日までの法人後見の受任動向は、受任が2人、死亡終了が1人で、受任件数は54件となりました。市町別では、豊川市が増えて31人となり、全体の57%となりました。新規受任は保佐、補助、1名ずつです。（詳細は8ページ） このほか、裁判所の決定待ちと申立て準備中は合わせて8人います。

活動する市民後見人は1人増えて11人となり、担当する被後見人等の人数も1人増えて、29人となりました。（詳細は8ページ）

市民後見人名簿の登録者は、25年度の市民後見人養成研修修了者9名のうち5名が新たに加わり、23名となりました。

市民後見人の方を中心とした「成年後見ミーティング」を7月5日（土）から隔月開催します。（詳細は7ページ） 内容は市民後見人の皆さんの後見活動に対する意欲の持続・向上に役立つ交流、学習等です。もちろん専門職の皆さんの参加も大歓迎です。市民後見人と専門職の交流による気づきの場ができるといいですね。

26年度活動の重点2―市民後見人の育成・支援を継続実施できる財源確保

市民後見人養成研修はこれまで独立行政法人福祉医療機構（WAM）の社会福祉振興助成金を原資に2回行いましたが、この助成金は人件費が対象とならないため、経営的な負担が大き過ぎ、この形では継続できません。そこで27年度開催に向けて、県、市等に働きかけ、なんとか財源を確保したいと考えています。こうした活動は当法人としては初めてのことで、手探りで動き始めていますが、今のところ訪問先では好意的に受け止められている印象です。（次の会報でも継続してお伝えします）

認定NPOの有効期間は6月30日まで―賛助会費、寄付はできるだけそれまでに

当法人は国税庁の認定による認定NPO法人で、認定の有効期間は平成21年7月1日から平成26年6月30日までです。改めて認定してもらうため、法律の改正に伴い今度は愛知県に認定申請をする準備をしているところです。認定申請を提出してから認定されるまでに4ヶ月程度かかるそうです。

従って、今年7月1日から4ヶ月程度は認定NPOではなくなり、その期間受領した賛助会費、寄付については、税制の優遇措置を適用できません。ついては、賛助会費、寄付を納めていただく場合は、できるだけ6月30日までをお願いします。もし、7月1日以降になってしまう場合は、愛知県による認定NPOの認定の決定を会報で確認してから、ご入金ください。

（代表理事 長谷川卓也）

特定非営利活動法人東三河後見センター 第8回通常総会

5月10日（土）に豊川市文化会館 大会議室にて、第8回通常総会を開催しました。正会員数55名の内、40名の出席がありました（19名は委任状出席）。

来賓として出席いただいた、豊川市健康福祉部部長の渥美正幸氏、豊川市社会福祉協議会常務理事兼事務局長の中田和男氏よりご挨拶をいただきました。また、当日、ご紹介することができませんでしたが、昨年度実施しました、独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業「市民後見地域モデルの作成と実践事業」でご協力いただいた、市民後見東三河モデル検討委員会委員の市の職員及び社会福祉協議会（成年後見支援センター）の職員の皆様にも来賓として出席いただきました。

今回の総会では、第1号議案 平成25年度事業報告（案）、第2号議案 平成25年度決算報告（案）、第3号議案 平成26年度事業計画案、第4号議案 平成26年度活動予算（案）を審議し、第1号議案から第4号議案すべて原案どおり可決承認されました。



シンポジウム

地域で共に暮らすために

—市民後見の展望—

総会の終了後、同会場にて14時40分から16時10分までの短い時間でしたが、当法人の顧問の中村成人弁護士をコーディネーターにお迎えし、市民後見人養成研修を修了し、当法人で活動中の市民後見人、当法人代表理事が登壇してシンポジウムを実施しました。

第5回通常総会（平成23年5月15日）から今までの講演会やシンポジウムの題目に「市民後見」という言葉が4回連続して登場しています。当法人の「市民後見」にかける想いの強さを垣間見ることができそうです。

今回は、実際に活動している市民後見人がどのように活動をして、どのような問題に直面し、それを克服してきたのか。また、活動をとおしてのやりがいや想い等をそれぞれが担当している事例などをとおして発表していただきました。この地域での市民後見の展望について語り合う機会になったと思います。





(シンポジウムの様子)



コーディネーター
弁護士 中村 成人 氏

市民後見の歴史や現状として、全国的にどのように展開されているのかを、老人福祉法 32 条の 2（平成 23 年）、厚生労働省による市民後見推進事業及び法人後見支援事業（通達）等の行政による市民後見推進の取り組みについて概説していただきました。市民後見の現状について、「親族後見人の減少」、「専門職後見人の限界」、認知症高齢者等の「莫大な潜在的需要数」という観点から、市民後見人の必要性を指摘されました。

市民後見人の選任の方法は、実施機関の支援・監督のもと個人として選任されるパターンと当法人のように実施機関の支援員・担当者として関わるという 2 通りを示し、前者は、名古屋家庭裁判所が名古屋社会福祉協議会に対して実施しており、豊橋支部も本庁に従う可能性を示唆されました。

事実行為は含まないというのが従来の（専門職）の後見活動ですが、シンポジストのお話から、後見業務の幅の広がりが見ることができるとのことです。

市民後見は今まであまり議論されてこなかったが、後見は公務である。裁判所から選任され権利擁護を担う者であるので、市民後見は気高く、社会貢献としてやりがいのあるものだということをお考えを示した。



市民後見人
杉山 智子 氏

実際に支援している、知的障がいのある男性と認知症を患い入院中の女性の関わりの様子を報告した。知的障がいのある男性については、意思伝達の方法が限られているため、本人と施設の相談員と一緒に会食に出かけた際、何を食べたいのかといった「コミュニケーションの取り方の難しさ」を痛感している。様々な人や機関から意思決定を支えていきたい。

認知症の女性については、財産管理の面で様々な困難が生じていた。相続の放棄など 1 人だけでは判断できないことは、家庭裁判所や後見センターに相談し解決していったこと、何よりも被後見人の方が、「後見人がいてよかった」という人生を送っていければいいなと思っている。



市民後見人
池田 進 氏

福祉に対しては全くの素人であったが、10 年前の民生・児童委員として活動しているころより、後見制度の申立てにかかわった。4 名の事務担当をした。その中のグループホームで生活中的認知症の M (90 代) さんとの関わりを紹介した。

前任者との引継ぎの際に、M さんの息子さんとその子ども (M さんのお孫さん) の関係を引き継いでおり、現在は、本人が亡くなった後の対応について心配していること、親族関係が不穏であるがゆえに少しでも繋がれることを考えています。対応として、孫に M さんのことについて手紙を書き、面談をとおして切れかかっている人間関係を修復していこうと取り組んでいることを報告した。



市民後見人
北沢 悦子 氏

福祉への関心は、民生委員であった父の影響を受けていたこと、そして 15 年間、福祉分野 (障がい者施設) の仕事に携わっていたこと、現在は 2 名の事務担当をしています。

市民後見の活動を「関わり合うことの楽しさとやりがいのある仕事」とし、知的障がいのある方との関わりを紹介した。本人さんは関係機関に見守られながら生活している。お金に対する執着心が高く、月 1 回の訪問面談時に通帳の確認を本人が楽しそうにされている様子や携帯を持っていたとしてもメールを使うことができなかったため、グループホームの世話人さんの協力を得て本人と携帯メールの交換ができたことや編み物を始めたことを紹介した。不安や心配、わからない事はセンターの先輩に聞きながら進めていきたいと抱負を述べられた。



代表理事
長谷川卓也 氏

当法人の 7 年間の歴史を振り返り、「一市民として社会貢献する気持ち」でセンターを立ち上げ、実践の中から「後見の専門職はいない」ことを実感した。後見の支援は生活支援でもあり、その幅は広いのでネットワークを創ることがとても重要。

市民後見の特徴は、専門職のもつ知識や技術が必要な場合には、専門職を活用することでカバーができる。専門職の後見人よりも市民後見の方が頻回の定期訪問 (面会の回数が多い) ができることも特徴としていえる。相手のことを考えると面会の回数が多いというのは大変重要です。法律行為だけで済む後見活動はあり得ない。事実行為が多い方が本人の生活が安定し、満足度も高い傾向がある。孤独な本人たちとの会話や買い物に出かけること等も本人の安定、安心につながり、市民感覚という特徴でもある。

東三河の市民後見の方向性については、市民後見東三河モデルを検討しまとめているが、この地域の全体性を考えた方がよいと思う。養成研修はそれでできるが、市民後見人の活用はそれぞれの市町村が必要がでてくるだろうと思います。

出席者の声

- コーディネーターの弁護士が言われたように、心のケア、人間関係の調整等で後見人の仕事の範囲に入ることに、改めて、深い仕事と思いました。北沢さんがメール交換できたことにうれしさを感じたということが新鮮な驚きであり、人と関わることが好きなのだと強く感じました。後見を担当した人（被後見人）とどのように距離をとっていくのか難しさを感じました。
 - 意思決定支援、その人の欲するところを推察して代行する。どちらも難しく個人を尊重し看させていただくことから始まるのだと深く思いました。私も物言わぬ人、言えぬ人と係っています。日々努力したいと思います。
 - 市民後見はより福祉の活動（仕事）だと感じた。市民後見を市民にアピールする機会、社会から評価される機会が必要だと感じた。福祉現場も市民感覚の後見を（良き相談相手として）求めている。一方、法的にしっかりと権利を守る体制も必要。システムづくりが必要と感じた。「後見人がおってよかった！という人生を送ってほしい」名言。被後見人の自己実現にかかわること、その実現をサポートできたことは、もっとアピールできるとよい。
 - 金銭管理や判断が一人では困難な人のためにあるのが後見制度と思っています。失った能力を後見人が補うことで「人」らしく生きるために……。認知症、障がい者である前に「人」である。市民後見人はプロでないゆえに、時には隣近所の人のように、時には友人のように、時には親のように……。そんな存在であるようになれば。住み慣れた地域であっても、隣近所との関わりが都市程薄いため、古き良き日本にあった地域の支え合いは難しい時代になりましたが、なんの関係もない人と人が「後見」という制度によって、支えられながら生きていける、助けられ、安心して暮らせる、そんな市民後見が増えることを願っています。市民後見は重要な支援制度と思えました。
 - シンポジストの方々のお話を聞かせていただき感動しました。人生とても大変な状況に落ちてしまって、自分では立ち戻すことが不可能な、どうしたらよいのか全く打つ手のないような人生に、「後見人」が関わることによって、霧が少しずつ晴れて、明るい人生に変わっていくのが目に見えるようでした。
 - 判断能力のない方々が「ありがとう」という感謝の言葉を発することはないかもしれません。後見人が務めることによって、そのような現場に関わることはやはり幸せなのでしょうね。現在自分的には、そこまで大変な事例は担当する力はないと思います。ネットワークを大切にしながら、事例を勉強しながら活動させていただきます。
 - 事実行為や市民感覚を大切にすることはよくわかったが、障がい福祉の分野では「意思決定支援」が大切にされている。また、「呼称問題」も重要になっている。相談員、現場の職員、後見人というネットワークで支えていくことが大切だと思う。
 - 「困難事例」というのは実は本人は困ってはおらず、周囲の支援者が困っていることが多いように感じている。その点でいえば、困難事例を理由とする専門職と市民後見の線引きがあるとしたら、少し考えた方がよいと思います。
- *その他多数のご意見・ご感想をいただきました。ありがとうございました。

法人会員のご紹介

豊川市における後見人制度について

豊川市医師会 伊藤文則

NPO 法人東三河後見センターは創立されて以降、市民後見人養成研修など積極的に活動をされております。その結果豊川市も社会福祉協議会が中心となり、平成 23 年 10 月より豊川市成年後見支援センターを開設され早 3 年目を迎えております。豊川市成年後見支援センター立ち上げの際は医師会からの代表として一緒に議論に参加させていただきました。

超高齢社会の到来とともに核家族化が進んだ日本では、かつての大家族の中でそれぞれが支えあう家族のすがたは消失してしまいました。いまでは子供が親の面倒を見るといったことも困難になり、後見人として家族が面倒を見ることのできないほど崩壊しております。そこで第 3 者が公平な立場でしっかりと被後見人の利益を守るという後見人制度が確立されたのですが、実際の業務を行う後見センターの設立は大変だったと思います。また引き続いて豊川市の成年後見支援センターの設立時には、後見センターの長谷川さん、福住さんたちが協力いただき何とか開設できるようになりました。また市民後見人養成にもご尽力をいただき頭の下がる思いです。成年後見支援センターの基礎は後見センターだと思います。

豊川市も成年後見センターを開設後はいろいろな案件が取り上げられています。東三河後見センターとともに医師会も微力ながら協力していきたいと考えております。

一方認知症サポート医として認知症の診断、鑑定に協力しておりますが、なかなか診断に苦勞する案件も少なくはありません。またいろいろ勉強して後見人制度に協力していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

東三河後見センターの今後の予定(6月～9月)

☆原則第 2 月曜日 15 時 00 分より 事務局会議(事務所にて)

☆毎週火曜日 9 時 15 分より ミーティング(事務所にて)
—市民後見人の方、参加 OK

7月 5日(土) 成年後見ミーティング

7月 11日(金) 理事会

9月 6日(金) 成年後見ミーティング

9月12日(金) 理事会



成年後見ミーティングがはじまります！

昨年度実施しました、「成年後見学習会」を「成年後見ミーティング」とし、当法人の市民後見人名簿登録者を中心とした交流会を企画しました。参加しやすい曜日、時間帯をアンケートにより調査しました結果、土曜日の昼間（13:30～15:30）が最も参加が得られやすいことが確認できました。

市民後見人の方が実際にどのような活動をしているのか？自分の活動での悩みや相談したいこと等を皆で知恵を出し合い解決する方向が導きだせるようなミーティングになればと思います。また、「顔の見える」関係を大切に、さまざまな方との交流の場にしていきたいと考えております。



アンケートの要望欄には、「受任後の被後見人等との接し方について学びたい。」、「受任から終了までの事務の流れを再確認したい。」、「最終的な委任事務である死後の事務について学びたい。」「行政から受けられる支援の一覧表があるとよいのではないか。」等のご意見をいただきました。これらをふまえながら企画していきたいと思ひます。

市民後見人名簿登録者を対象としておりますが、無料でどなたでも参加できます。参加を希望される方は、同封されている、申込用紙でご連絡ください。

成年後見ミーティング

場 所:ウィズ豊川 豊川市諏訪3丁目242番地

豊川市社会福祉会館「ウィズ豊川」3階

センターブリオ 豊川市諏訪3丁目300番地 ブリオ4階

※第3回以降の会場及び内容は会報等でお知らせいたします。

開催日:原則として隔月の第1土曜日 13:30～15:30

第1回 平成26年7月5日(土) 13:30～15:30

センターブリオ 第3会議室

申立～就任直後の事務について、グループワーク等

第2回 平成26年9月6日(土) 13:30～15:30

センターブリオ 第3会議室

後見人等の活動について、グループワーク等

第3回 平成26年11月1日(土) 13:30～15:30

第4回 平成27年1月10日(土) 13:30～15:30

第5回 平成27年3月7日(土) 13:30～15:30

皆さまのご参加をお待ちしています！！

賛助会員・寄付者一覧 (平成 26 年 3 月 17 日～)

【新規賛助会員の皆さま】(敬称略 入金順)

鈴木光子、秋野美紀子、上田ちる子、蒲郡市社会福祉協議会(法人)

【ご寄付をお寄せくださった皆さま】(敬称略 3月17日 以降 入金順)

諏訪浩幸、今井泰之、栗田由樹、竹田勝利、芝本享子、中川洋祐、市橋佳正、井上雅広、河合富夫、鋤柄守道、武田公夫、福住幸子、田中義人、村川賢一、荻 邦子、日々修治、岡本 守、大橋美南子、匿名希望 3名

皆さまのご協力に感謝いたします。

☆成年後見制度 受任 支援 概況

(平成 26 年 6 月 10 日現在)

	後 見	保 佐	補 助	合 計
受任状況	21名	25名	8名	54名
受理面接済・確定待ち			2名	2名

★市町別受任一覧

	豊川市	新城市	豊橋市	蒲郡市	田原市	設楽町	合 計
認知症	16名	5名	2名	1名	0名	0名	24名
知的障害	10名	2名	2名	1名	1名	8名	24名
精神障害	5名	1名	0名	0名	0名	0名	6名
合計	31名	8名	4名	2名	1名	8名	54名

☆市民後見人の受任状況

	後 見	保 佐	補 助	合 計
認知症	11名	3名	2名	16名
知的障がい者	10名	1名	1名	12名
精神障がい者	1名	0名	0名	1名
合計	22名	4名	3名	29名

現在活動されている市民後見人の方は 11 名です。この方が上記表の 29 名の方の後見事務を担当されています。

※「市民後見人」とは、当法人が名古屋家庭裁判所豊橋支部に提出した、市民後見人登録名簿登載者の方で、当法人が事務担当者として任命し、実際に活動されている方をいいます。

賛助会費 寄付金のお願い

(平成 26 年 4 月 1 日～発行日現在)

正 会 員費納入者： 45 人

(法人正会員 2 含む)

賛助会員費納入者： 35 人

(法人賛助会員 2 含む)

寄付者 (3,000 円以上) 7 人

皆さまのご支援
ありがとうございます。

編集後記

新年度がはじまり、早くも 3 カ月が経過しました。5 月の通常総会とシンポジウムでは多くの方に参加いただきました。また、成年後見ミーティングという取り組みをはじめていく予定です。共に成年後見について考えながらすすめていけたらと思います。

(編集：工藤明人)